

## 豊田市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市歴史文化基本構想に係る策定委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 豊田市内に所在する文化財を、指定・登録の有無にかかわらず幅広く把握・調査し、その周辺環境までを含めて総合的に保存・活用するあり方を示す豊田市歴史文化基本構想を策定するため、豊田市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 委員会は、別紙に定める者をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係する団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、これを主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、調査及び協議を行うための作業部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会教育行政部文化財課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、豊田市歴史文化基本構想が策定されたときにその効力を失う。

(別紙)

## 豊田市歴史文化基本構想策定委員会 委員名簿

(敬称略)

出身団体等	役職等	氏名	備考 (専門分野等)
名城大学	教授	丸山 宏	名勝(造園学)
豊田市文化財保護審議会	会長	田中 祥雄	歴史学
愛知県史編さん委員会	専門委員	伊藤 良吉	日本民俗学
NPO 法人古代瀬波の里 文化遺産ネットワーク	理事長	赤塚 次郎	史跡(考古学)
豊田市文化財保護審議会	副会長	後藤 嘉寿美	美術工芸
豊田市文化財保護審議会	委員	岩田 敏也	建築史
豊田市自然愛護協会	会長	光岡 金光	自然環境
一般社団法人 ツーリズムとよた	事務局長	荻野 光貴	観光
足助観光協会	会長	田口 敏男	観光
豊田市区長会	会計	安藤 貴紳	—
市民公募	—	山口 薫子	—
市民公募	—	伊東 敏子	—
文化庁	—	—	オブザーバー
愛知県教育委員会 生涯学習課 文化財保護室	室長補佐	洲崎 和宏	オブザーバー